

第5回 加越沿岸 海岸保全基本計画検討委員会

「加越沿岸海岸保全基本計画の変更について」

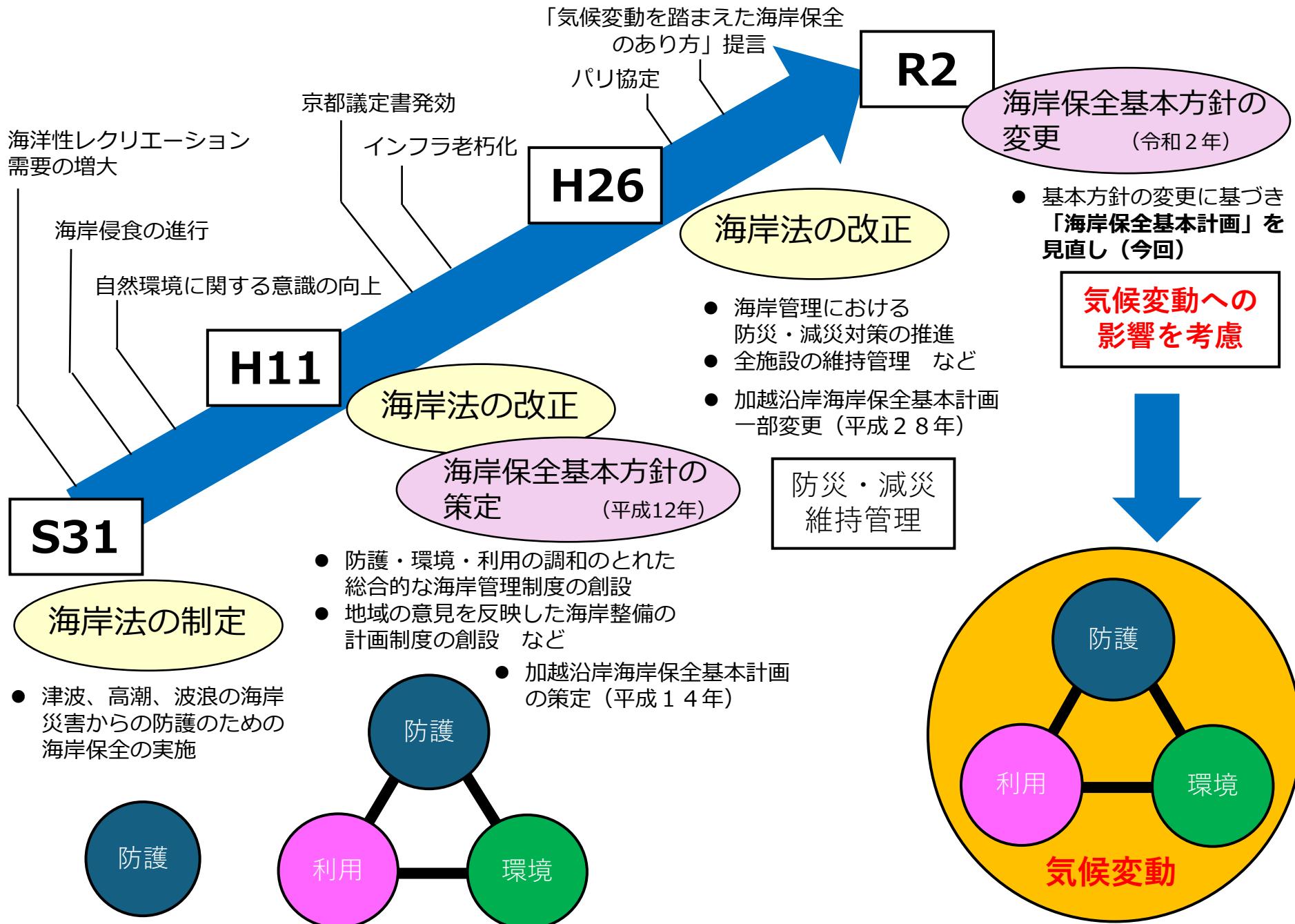
令和8年1月7日

石川県

1. 海岸保全基本計画見直しの経緯	2
1. 1 これまでの海岸法のあらまし	4
1. 2 気候変動に関する情勢の変化	5
1. 3 海岸保全基本方針の変更	6
1. 4 これまでの検討内容	7
2. 海岸の現状整理	8
2. 1 汀線の変化状況	9
2. 2 海岸保全施設の整備状況	11
2. 3 加越沿岸における環境の現状整理	12
2. 4 加越沿岸における利用の現状整理	14
2. 5 ゾーン名称の見直し	16
3. 海岸保全基本計画の変更内容	17
3. 1 海岸保全の方向	18
3. 2 防護の目標	19
3. 3 防護水準	20
3. 4 将来外力の設定	21
3. 5 気候変動を踏まえた現況施設への影響評価	22
3. 6 防護・環境・利用における対応方針	23
3. 7 海岸保全施設の対応方針	24
3. 8 加越沿岸海岸保全基本計画(原案)について	27
4. 今後のスケジュール	28

1. 海岸保全基本計画見直しの経緯
 1. 1 これまでの海岸法のあらまし
 1. 2 気候変動に関する情勢の変化
 1. 3 海岸保全基本方針の変更
 1. 4 これまでの検討内容
2. 海岸の現状整理
 2. 1 汀線の変化状況
 2. 2 海岸保全施設の整備状況
 2. 3 加越沿岸における環境の現状整理
 2. 4 加越沿岸における利用の現状整理
 2. 5 ゾーン名称の見直し
3. 海岸保全基本計画の変更内容
 3. 1 海岸保全の方向
 3. 2 防護の目標
 3. 3 防護水準
 3. 4 将来外力の設定
 3. 5 気候変動を踏まえた現況施設への影響評価
 3. 6 防護・環境・利用における対応方針
 3. 7 海岸保全施設の対応方針
 3. 8 加越沿岸海岸保全基本計画(原案)について
4. 今後のスケジュール

1. 1 これまでの海岸法のあらまし



1. 2 気候変動に関する情勢の変化

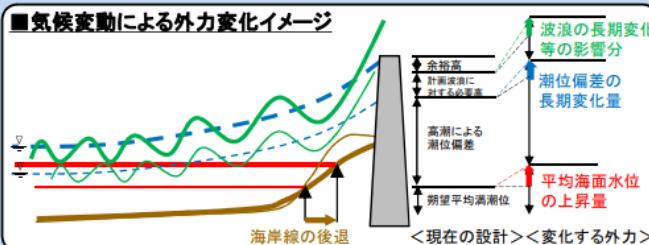
「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）

- 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換。
⇒パリ協定の目標と整合する**RCP2.6 (2°C上昇に相当)**を前提に、影響予測を海岸保全の基本方針や計画に反映し、整備等を推進。

I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

- IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、**RCP2.6 (2°C上昇に相当)**で0.29-0.59m、**RCP8.5 (4°C上昇に相当)**で0.61-1.10m。

■ 気候変動による外力変化イメージ



＜気候変動影響の将来予測＞

	将来予測
平均海面水位	・上昇する
高潮時の潮位偏差	・極値は上がる
波浪	・波高の平均は下がるが ・極値は上がる ・波向きが変わる
海岸侵食	・砂浜の6割～8割が消失

II 海岸保全に影響する外力の将来変化予測

- 潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース(d4PDF)の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施。
- d4PDFが活用できることを確認。

＜現在気候と将来気候の比較＞

	台風トラックデータ	爆弾低気圧トラックデータ
最低中心気圧	極端事象は将来気候の最低中心気圧が低下傾向	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度
高潮時の潮位偏差	極端事象は将来気候の方が相対的に上昇	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度

＜今後の課題＞

- 適切なバイアス補正方法を含めた将来変化の定量化
- 日本各地の海岸の将来変化の定量化
- 波浪の長期変化量の定量化

III 今後の海岸保全対策

- 気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がることが想定される。
- 高潮と洪水氾濫の同時生起など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。
- 悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。

⇒ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

III-1 高潮対策・津波対策

- 平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設(堤防、護岸、離岸堤等)については、整備・更新時点における最新の朔望平均満潮位に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。
- 潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きいものの、極値が上がると予測される。最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算し対策を検討する。

＜海岸保全における対策＞

- 地域の実情や背景地の土地利用や環境にも配慮しつつ、将来の外力変化の予測に応じた堤防等のかさ上げや面的防護方式による整備の推進
- 堤防の粘り強い構造や排水対策等の被害軽減策の促進
- 将来的な外力変化とライフサイクルコストとともに考慮した最適な更新及び戦略的な維持管理
- 海象や地形、海岸環境のモニタリングの強化及び海岸保全施設の健全度評価の強化

＜他分野との連携が必要な対策＞

- 高潮浸水想定区域の指定促進等、リスク情報や避難判断に資する情報提供の強化
- 高潮と洪水の同時生起も想定し、堤防等のハード整備の充実を目指すとともに、水害リスクを考慮した土地利用やまちづくりと一体となった対策の推進
- 沿岸地域における水害にも配慮したBCPの作成

III-2 侵食対策

- 海浜地形の予測はさらに不確実性が大きいため、モニタリングを充実するとともに予測モデルの信頼度を高める。
- 沿岸漂砂による長期的な地形変化に対しては、全国的な気候変動の影響予測を実施する。
- 高波時に問題となる岸冲漂砂による急激な侵食については、機動的なモニタリングを充実する。
- 30～50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。
- 総合土砂管理計画の作成及び河川管理者やダム管理者等とも協力した対策の実施など、流域との連携を強化する。

IV 今後5～10年の間に着手・実施すべき事項

- 海象や海岸地形等のモニタリングやその将来予測、さらに影響評価、適応といった、海岸保全における気候変動の予測・影響評価・適応サイクルを確立し、継続的・定期的に対応を見直す仕組み・体制を構築。
- 地域のリスクの将来変化について、防護だけでなく環境や利用の観点も含め、定量的かつわかりやすく地域に情報提供とともに、地域住民やまちづくり関係者等とも連携して取り組む体制を構築。

1. 3 海岸保全基本方針の変更

海岸保全基本方針（令和2年11月）【国】

- 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため海岸保全基本方針を令和2年11月に変更。

主な変更点（抜粋）

2 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全に当たっては、地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や海岸利用の状況並びに気候変動の影響による外力の長期変化等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。

⇒気候変動を踏まえた外力の考慮を新たに明記

（1）海岸の防護に関する基本的な事項

我が国は、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等の脅威にさらされており、海岸はこれらの災害から背後の人命や財産を防護する役割を担っている。このため、各々の海岸において、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生の状況を分析するとともに、気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。

⇒「将来予測や気候変動影響を反映した防護水準設定」へ転換



海岸保全基本計画の見直し【県】

1. 4 これまでの検討内容

将来外力による
気候変動による

の検討
整備方針

計画原案の作成

- 現在の計画および見直し方針
- 今後のスケジュールの確認

→ 第1回検討委員会 R5. 6月12日

- 防護・環境・利用の現状整理
- 将来外力設定の考え方

→ 第2回検討委員会 R5. 9月7日

- 防護・環境・利用の課題抽出
- 将来外力の検討結果の審議

→ 第3回検討委員会 R6. 8月5日

- 現況施設の影響評価
- 整備目標年次の審議

- 防護水準の審議(段階的な整備)
- 気候変動への整備方針の審議

→ 第4回検討委員会 R7. 5月1日

- 基本計画原案の審議

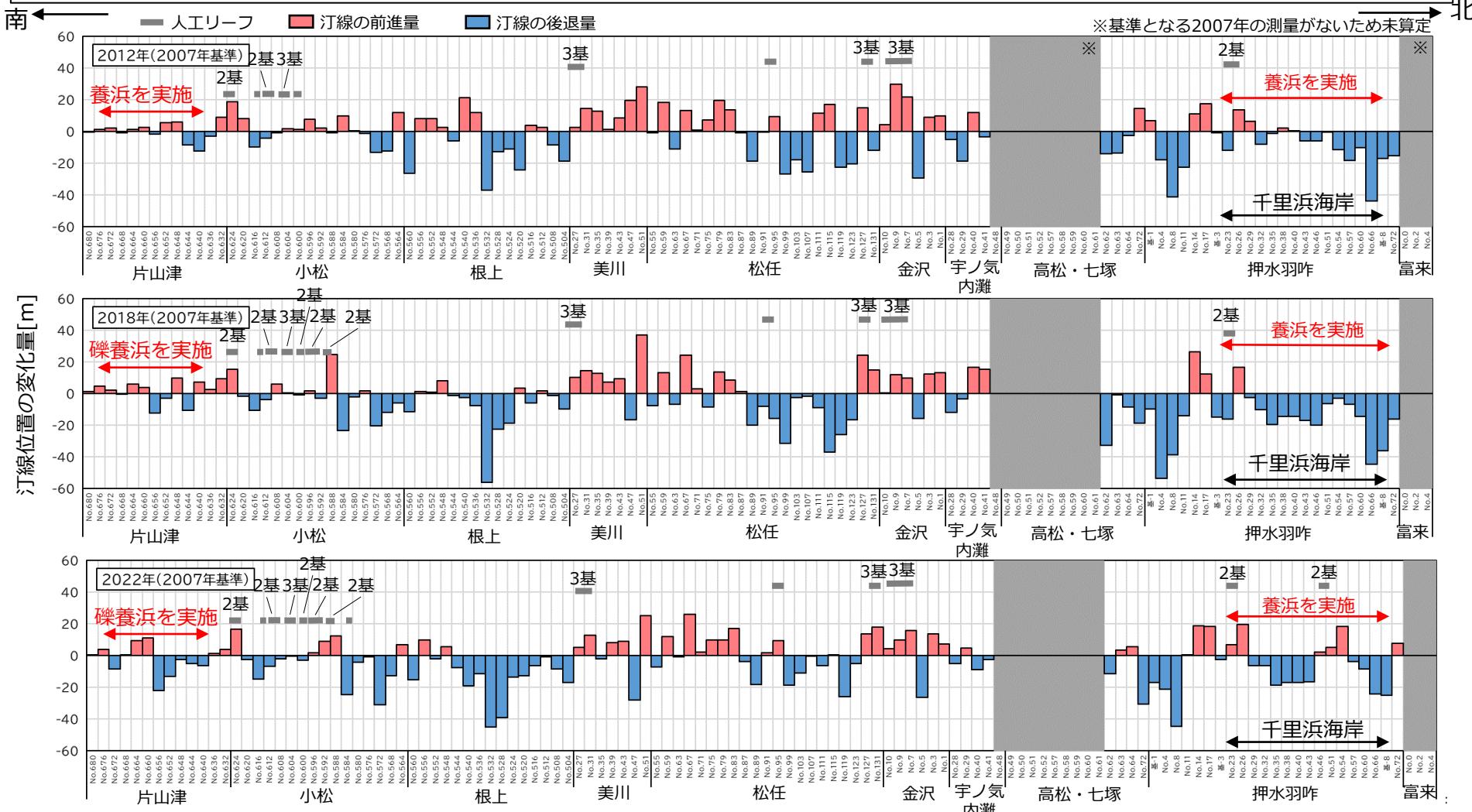
→ 第5回検討委員会 R8. 1月7日

1. 海岸保全基本計画見直しの経緯
 1. 1 これまでの海岸法のあらまし
 1. 2 気候変動に関する情勢の変化
 1. 3 海岸保全基本方針の変更
 1. 4 これまでの検討内容
2. 海岸の現状整理
 2. 1 汀線の変化状況
 2. 2 海岸保全施設の整備状況
 2. 3 加越沿岸における環境の現状整理
 2. 4 加越沿岸における利用の現状整理
 2. 5 ゾーン名称の見直し
3. 海岸保全基本計画の変更内容
 3. 1 海岸保全の方向
 3. 2 防護の目標
 3. 3 防護水準
 3. 4 将来外力の設定
 3. 5 気候変動を踏まえた現況施設への影響評価
 3. 6 防護・環境・利用における対応方針
 3. 7 海岸保全施設の対応方針
 3. 8 加越沿岸海岸保全基本計画(原案)について
4. 今後のスケジュール

2. 1 汀線の変化状況

過去（実績）の汀線変化図（2007年基準）

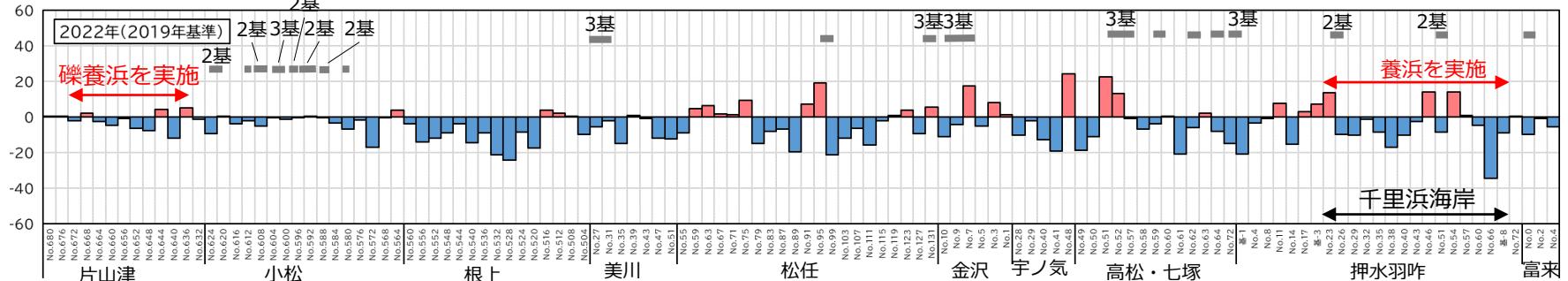
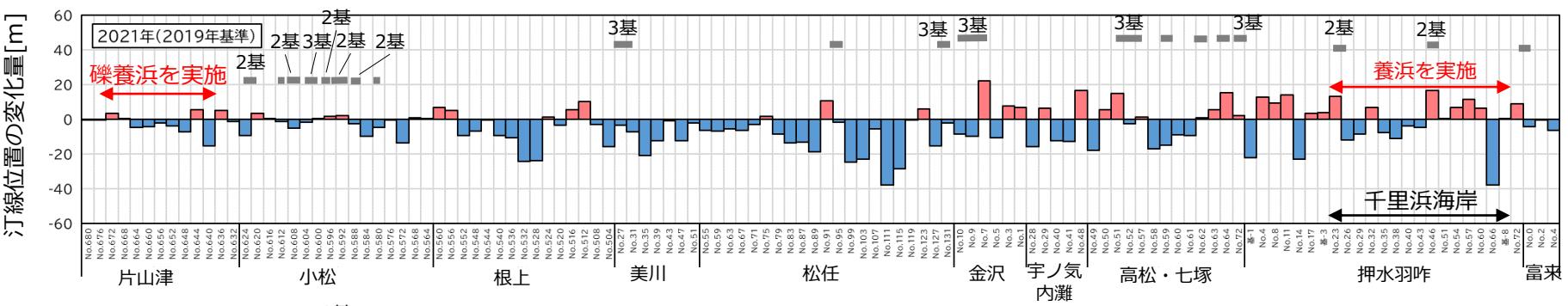
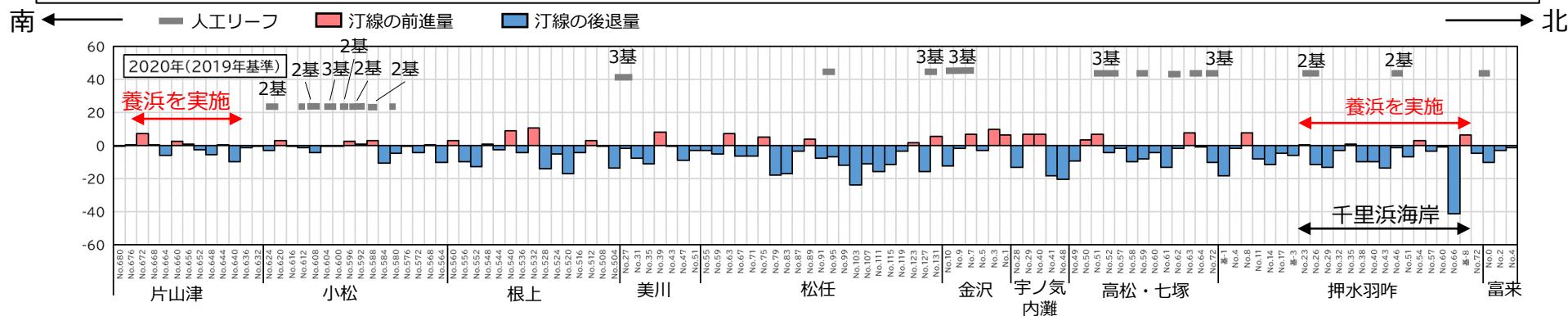
- ・ 気候変動の影響が顕著になり始めた2007年を基準とし、近年の汀線変化状況を整理した。
 - ・ 美川海岸～松任海岸南部、金沢海岸では汀線の前進傾向がみられるが、片山津海岸～根上海岸、松任海岸北部では後退傾向であり、千里浜海岸も後退傾向がみられるが、リーフ背後はリーフ設置後から回復傾向である。



2. 1 汀線の変化状況

過去（実績）の汀線変化図（2019年基準）

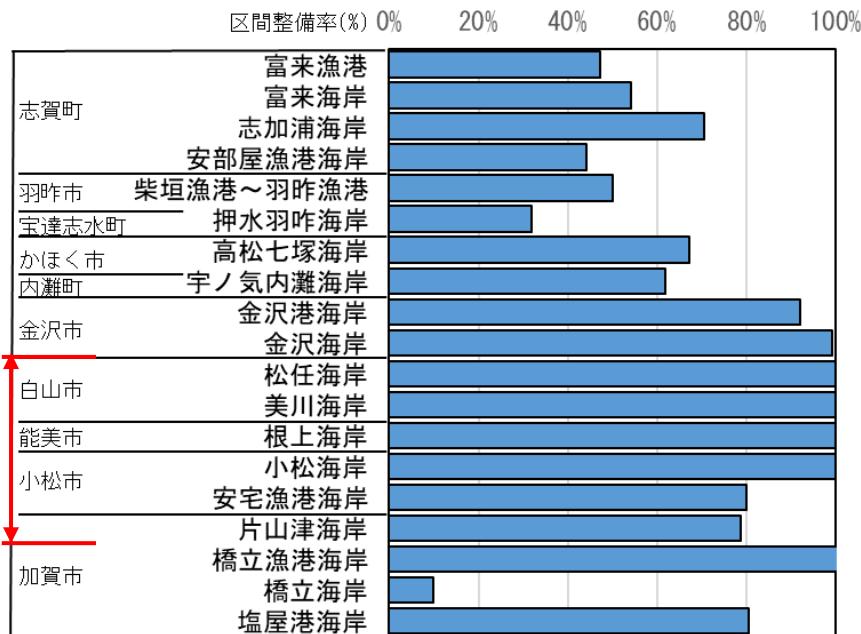
- 次に、測量が継続的に実施されたようになった2019年を基準として汀線変化図を作成した加越沿岸全体で汀線の後退傾向がみられる。
- 千里浜海岸も後退傾向がみられるが、リーフ背後はリーフ設置後から回復傾向である。



海岸保全施設の整備状況

- ・ 加越沿岸ではこれまで海岸保全施設の整備が進められており、特に国直轄の石川海岸では整備率が高く、侵食対策等の護岸整備が進められてきたことが分かる。
 - ・ また、加越沿岸における海岸保全施設の建設は昭和32年頃から順次着手されており、当初建設された施設は既に68年を経過しており、老朽化による機能の低下が懸念される。

海岸保全施設の整備状況



海岸事業の取組み状況



※資料：海岸統計令和6年度を基に作成
海岸保全区域延長に対する護岸等の整備延長の割合

2. 3 加越沿岸における環境の現状整理

貴重な動植物

- いしかわレッドデータブック（過去3回調査）より絶滅のおそれのある生物を整理した。

- 石川県全域では、保全すべき種として、右表の動植物がリストアップされる。

動物			植物		
2000年	2009年	2020年	2000年	2009年	2020年
223種	378種	501種	652種	647種	720種

- レッドデータブック2020において、生物分布図より整理した加越沿岸域に生息する動植物は、動物で247種、植物で159種がリストアップされた。

※植物については、準絶滅危惧以下も「いしかわレッドデータブック2020」にリストアップされているが、分布図がないため、本検討ではピックアップしていない。

- 特に絶滅のおそれがある生物（絶滅危惧Ⅰ類）

砂浜の侵食や海岸環境の悪化による影響が懸念される。

鳥類) コアジサシ、ヘラシギ など計12種

昆虫類) イカリモンハンミョウ、ゴヘイニクバエ、オオヒヨウタンゴミムシ など計20種

植物) ナガボテンツキ、ウミミドリ など計75種

ヘラシギ



イカリモンハンミョウ



ウミミドリ



出典：いしかわレッドデータブック2020

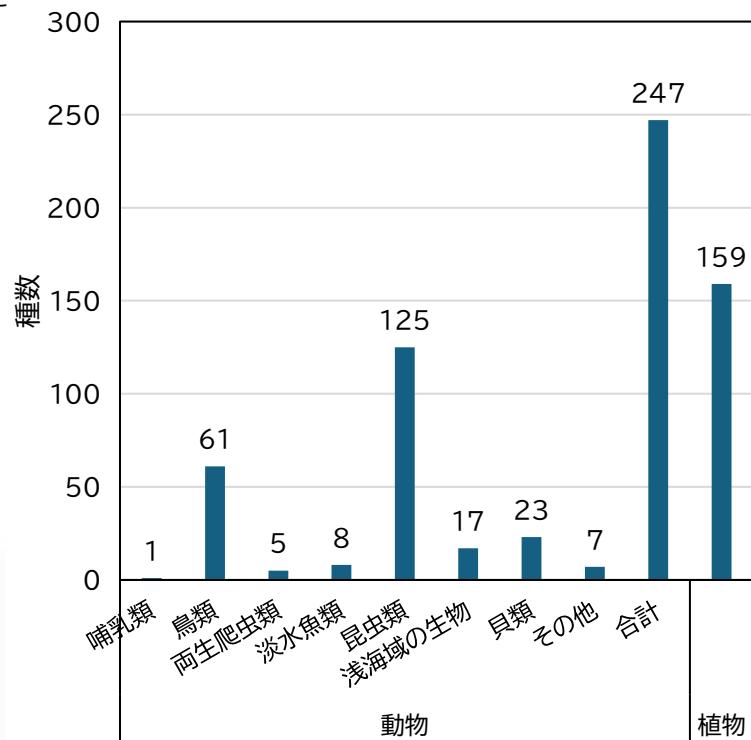


図 加越沿岸域に生息する絶滅のおそれのある生物の種数(いしかわレッドデータブック2020)

海岸で一般的に見られる動植物（片山津海岸、小松海岸、根上海岸、美川海岸、松任海岸を参考）

動物）鳥類 : コチドリ、キアシシギ、トビ、ムクドリ など

キアシシギ



キンセンガニ



昆虫類 : コウボウムギクサモグリガ、ウミベアカバハネカクシ、
ハマヒヨウタンゴミムシダマシ など

底生動物 : テナガエビ、キンセンガニ、ワラジムシ、ゴカイ など

魚類 : ボラ、シロギス、イシダイ、イシガレイ、クサフグなど

コウボウムギ



ハマヒルガオ



植物）砂丘植物 : コウボウムギ群落、ハマヒルガオ群落、ハマエンドウ群落など

写真出典：平成30年度石川海岸海辺の生物国勢調査業務

背後地 : カワラヨモギ群落、イタドリ群落、シナダレスズメガヤ群落、

平成31年度石川海岸海辺の生物国勢調査業務

ススキ群落、クズ群落、クロマツ群落 など

加越沿岸の海域の主な漁業・魚種

漁業 : まき網、いか釣り、沖合底びき網、大型定置網、小型定置網、刺網、釣り、採具、地びき網、
採藻、小型底びき網、ひき寄せ網、海藻類養殖

魚種 : いわし類、さば類、ぶり類、あじ類、ひらめ・かれい類、さわら類、たい類、すずき類、めばる類、
えび類、かに類、かき類、さざえ、いか類、わかめ類

マアジ



アカガレイ



サザエ



スルメイカ



写真出典：石川県水産総合センター 漁獲統計資料

海岸整備と背後の土地利用及び海岸周辺へのアクセス

- ・ 加越沿岸の背後は、山林のほか農地や古くからの集落、工業団地、高速道路、宅地等が整備されている。
- ・ 砂浜海岸の既存の海水浴場や岩礁海岸の観光施設に加え、「徳光CCZ」などでは浜辺の景観と調和を図りながら人々の交流空間として整備が行われている。
- ・ 海水浴場や観光地の周辺では土地利用の変化や海岸利用の増加に伴って交通渋滞や駐車場不足が予想されることから、千里浜海岸では海岸へ直接アクセスできるよう、志雄PAで駐車し徒歩で海岸周辺まで移動できる階段を整備した。

環境・利用等に配慮した海岸整備



海岸へのアクセス整備

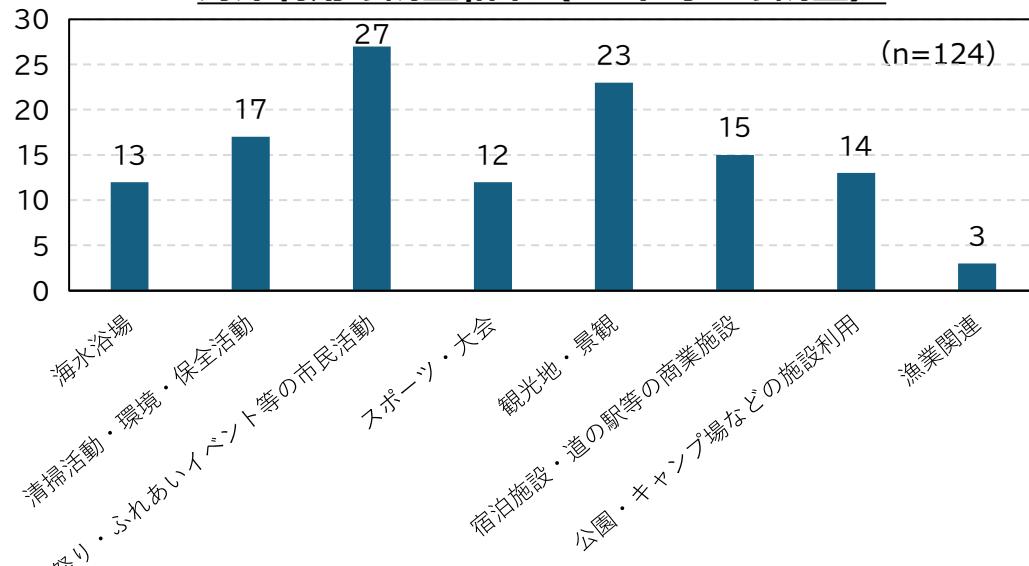


2. 4 加越沿岸における利用の現状整理

海岸利用の現状及び地域活動

- 加越沿岸の利用環境に関する市町への利用実態調査を令和5年に実施し、海岸の利用状況について整理した。
- 祭りや海岸とのふれあいイベント等の市民活動での利用が27件で最も多く、次いで観光地利用や自然景観といった観光資源の利用が23件であった。

海岸利用の調査結果 (R5市町への調査)



海岸の利用状況



千里浜海岸侵食防止祈願祭

写真提供：羽咋市



千里浜なぎさふれあい教室

写真提供：千里浜再生プロジェクト実行委員会



富来八朔祭礼

写真提供：志賀町

世界の凧の祭典

海水浴場

ヒラメ稚魚放流の様子 (かほく市)



海岸清掃活動の様子 (白山市)



吉原釜屋盆迎えおしょうらい

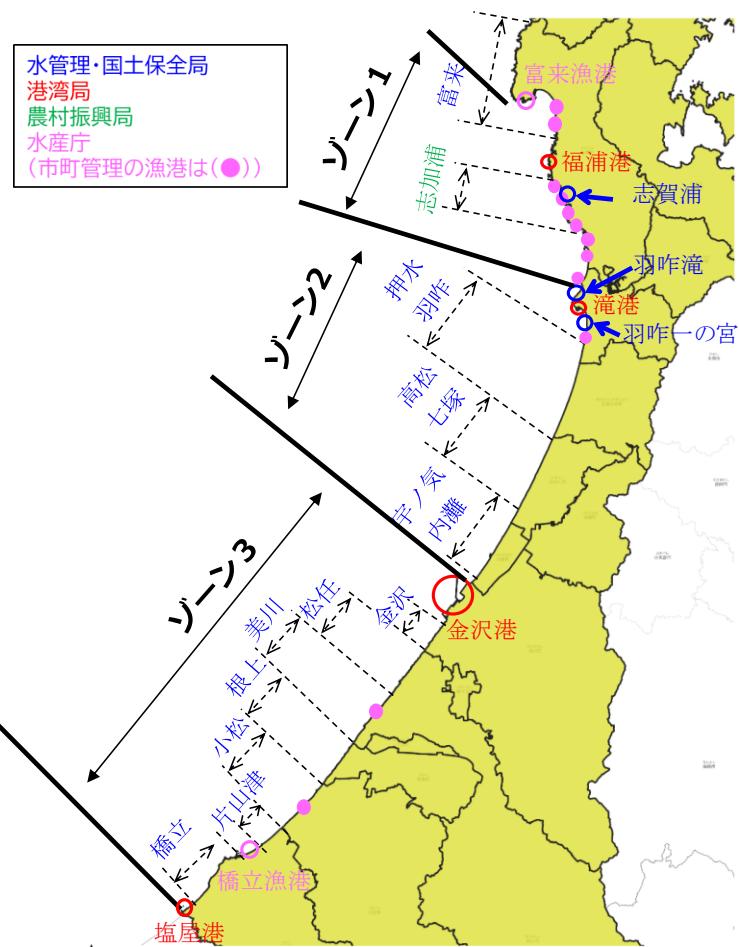
写真提供：能美市

2. 5 ゾーン名称の見直し

- 海岸保全においては、それぞれの海岸のもつ自然環境や背後の土地利用等に応じた対応が必要である。ゾーン区分に当たっては、地形条件に主眼を置き、更に、自然公園の指定状況、背後の土地利用等を念頭におきH14年に設定を行った。
- 設定後20年以上経過したため、自然条件及び社会経済条件等を見直した結果、ゾーン区分はそのままに、ゾーン名称の更新を行った。

各ゾーンの概要

No	沿岸の特性					利用者イメージ	ゾーン名称			
	市町村	海岸地形	背後地形	土地利用	自然公園					
ゾーン1	志賀町	高岩岬	岸	漁港中心の集落が点在	能登半島国定公園	荒波、美しい岩礁・景勝地、歴史・文化・伝統の継承、漁港、グランピング、自然、祭礼	海と自然と歴史を満喫する賑わいゾーン			
		岩礁及び砂丘	山地							
ゾーン2	羽咋市	滝崎	岸	樹林地・道路		砂丘、海水浴、緑地広場、観光道路、樹林地、市街地、道の駅	緑感じる美しい海岸線が織りなす集いゾーン			
	宝達志水町	宝達志水町	平地							
	かほく市	かほく市	砂丘	市街地						
	内灘町	内灘町	砂丘海岸							
ゾーン3	金沢市	金沢市	平地	樹林地・道路	越前加賀海岸国定公園	市街地、保安林、コミュニティ・ふれあい、歴史や文化、漁港、安宅の関跡	人々の交流と文化を受け継ぐ語らいゾーン			
	白山市	白山市	平地							
	能美市	能美市	樹林地	崖地						
	小松市	小松市	崖地							
	加賀市	加佐ノ岬	岸	崖地						
		砂丘海岸	平地	樹林地						



1. 海岸保全基本計画見直しの経緯
 1. 1 これまでの海岸法のあらまし
 1. 2 気候変動に関する情勢の変化
 1. 3 海岸保全基本方針の変更
 1. 4 これまでの検討内容
2. 海岸の現状整理
 2. 1 汀線の変化状況
 2. 2 海岸保全施設の整備状況
 2. 3 加越沿岸における環境の現状整理
 2. 4 加越沿岸における利用の現状整理
 2. 5 ゾーン名称の見直し
3. 海岸保全基本計画の変更内容
 3. 1 海岸保全の方向
 3. 2 防護の目標
 3. 3 防護水準
 3. 4 将来外力の設定
 3. 5 気候変動を踏まえた現況施設への影響評価
 3. 6 防護・環境・利用における対応方針
 3. 7 海岸保全施設の対応方針
 3. 8 加越沿岸海岸保全基本計画(原案)について
4. 今後のスケジュール

加越沿岸の海岸保全の方向

- ・個性ある景観と多様な生態系を育む加越沿岸の保全・再生
- ・地域の文化を継承し、新たな交流と活力を培う海岸づくり
- ・**気候変動の影響を考慮した海岸保全への取組み**

加越沿岸においては、美しく自然豊かな日本海が創り出した勇壮な景勝を誇る岩礁海岸の保全や、天然の防災機能を有し多様な生態系の重要な生息・生育環境となっている砂浜の保全・回復によって安全で豊かな海岸づくりを図ります。

また、海岸は、地域の環境と郷土を形づくり、さらに地域内外の交流の場ともなっていることから、加越沿岸が有する貴重な自然や景観、地域で育まれる文化を財産として、その保全に取り組みます。

さらに、**昨今の気候変動による災害の激甚化に伴う被害拡大が想定されていることを考慮し、海岸の防災機能強化と環境保全との調和を図りながら、新たな文化と活力の醸成に向けて人々の交流を育む利便性の高い海岸を目指し、古来から親しまれてきた原風景ともいえる美しい海岸景観や自然環境の基盤となる海辺を次世代に継承するとともに、海岸保全施設の老朽化に対し、予防保全の考え方に基づき適切な維持管理・更新を図っていきます。**

3. 2 防護の目標

・防護すべき地域

志賀町高岩岬から福井県境に至る約149kmの区間のうち侵食および越波・浸水の危険性のある地域を被害から防護する対象とする。

・防護水準

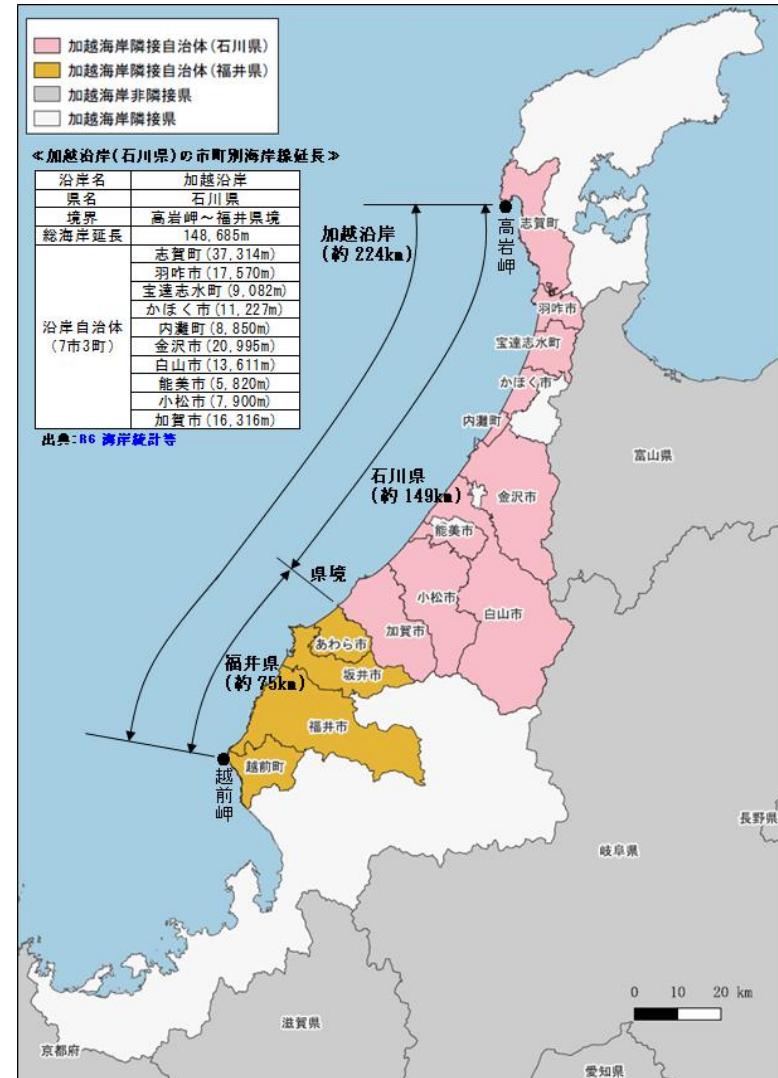
気温2℃上昇シナリオ（RCP2.6）における2100年時点の気候を想定した冬季の風浪や台風、低気圧及び異常潮位等による侵食及び越波・浸水の被害に対して、集落や道路、農地等の背後地利用や港湾等の海岸利用など、海岸部の土地利用等の状況に応じて背後地を適切に守るものとする。

朔望平均満潮位は、「日本の気候変動2020」より、気温2℃上昇シナリオ（RCP2.6）では、20世紀末の平均潮位に対して、21世紀末までに約0.39m上昇すると予測されており、本計画においても、2100年を目標年とし、将来予測される海面水位T.P.+0.88mに対し防護することを踏まえ設定する。

気候変動シナリオによる潮上昇の予測

	2℃上昇シナリオによる予測 パリ協定の2℃目標が達成された世界	4℃上昇シナリオによる予測 現時点を超える追加的な緩和策を取らなかった世界
日本沿岸の平均海面水位	約0.39 m上昇	約0.71 m上昇
【参考】世界の平均海面水位	(約0.39 m上昇)	(約0.71 m上昇)

※資料：日本の気候変動2020



3. 3 防護水準

高潮・波浪に対する防護水準

高潮においては、「既往最高潮位」または「朔望平均満潮位」+「既往最大潮位偏差」のいずれかの大きい値を計画高潮位とし、計画高潮位（T.P.+1.72～1.74m）に対して防護することを目標とする。

波浪においては、海岸保全施設の耐用年数および漁港施設の耐用年数を考慮した50年又は30年確率相当の波浪に対して防護することを目標とする。

津波に対する防護水準

津波においては、将来の予測される海面水位の上昇に伴う**L1津波（数十年から百十数年の頻度で発生する津波）に対して防護することを目標とする。**

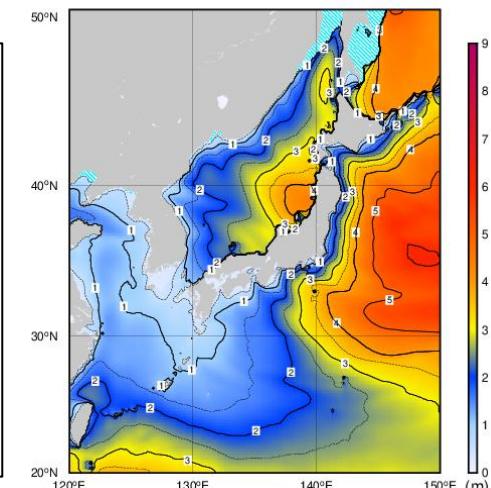
L2津波（発生頻度が低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波）には、ハード面とソフト面を合わせた減災の考えに基づいた対策が必要であるため、本計画においては、L1津波のみを対象とする。

侵食に対する防護水準

侵食が進行している海岸においては、**今後もモニタリングを行い、予測を重視した順応的な砂浜の管理と**、現状の砂浜を保全することを基本的な目標とする。また、砂浜は、高波による越波被害を防止する効果があることから、必要に応じて養浜等により砂浜の回復を図るものとし、このために必要となる砂浜を確保する。

なお、海岸保全施設については、侵食や越波・浸水による被害状況および海岸域の整備計画の熟度に応じて、適切に整備を進めていくものとする。

冬季波浪による沿岸の波



※資料：国土交通省気象庁

3. 4 将来外力の設定

- 加越沿岸における外力の基準値は、金沢港の観測データよりとりまとめ、基準値と2℃上昇シナリオにおける将来外力を下表に示す。打ち上げ高の算定にあたっては、防護すべき最低限の高さとして、下限値を採用することとした。

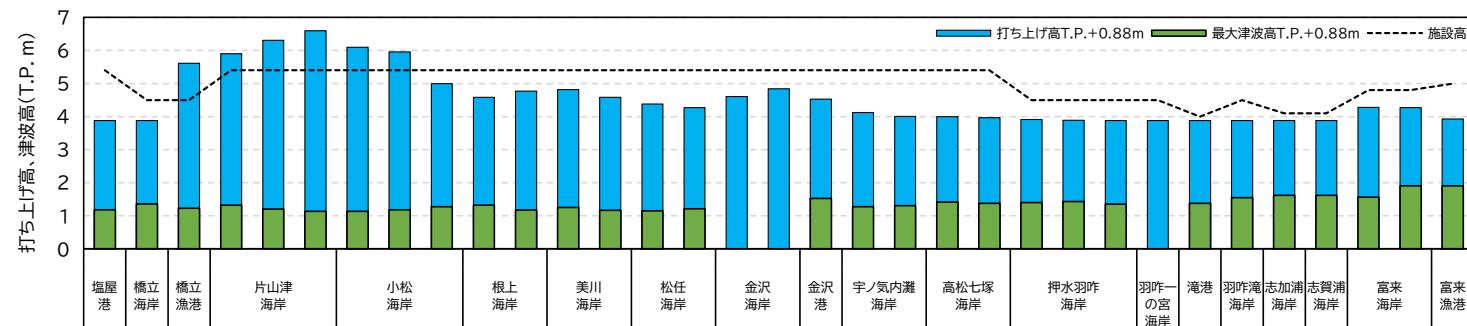
項目	現計画 【輪島港】(潮位) 【金沢港】(波浪)	基準値 【金沢港】 (潮位)、(波浪)	将来外力 (2℃上昇シナリオ)
潮位	朔望平均満潮位 [T.P.m]	0.43	0.50
	既往最大潮位偏差 [m]	0.78	0.84 ~ 0.86
	計画高潮位 [T.P.m]	1.21	1.72 ~ 1.74
波浪	計画沖波波高 [m]	9.0	9.9 ~ 10.2
	計画波周期 [sec]	14.1	14.9 ~ 15.4

※気象庁が発刊する「日本の気候変動2020」にて、20世紀末「1986年～2005年」の朔望平均満潮位の平均値 (T.P+0.49m) に+0.39mを加えた値

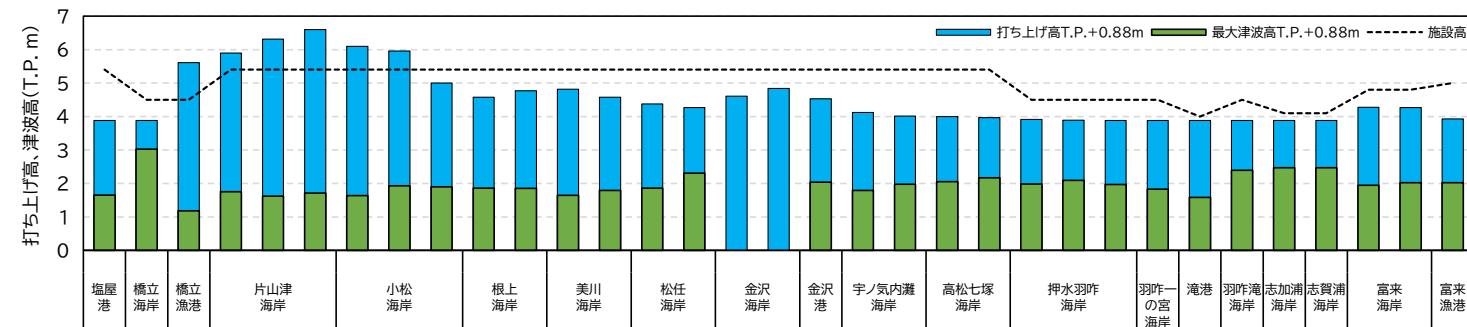
3. 5 気候変動を踏まえた現況施設への影響評価

- 波浪による打ち上げ高（現況、気候変動後）
 - 最大津波高：日本海中部地震津波（L1津波相当）で**気候変動後の最大津波高は約3.0m**
 - ⇒ 加越沿岸において、波浪による打ち上げ高と最大津波高を比較すると波浪による打ち上げ高が大きくなる。
 - ⇒ 海岸保全施設の施設高は、波浪による打ち上げ高で決定される。
- 気候変動を踏まえた打ち上げ高および最大津波高に対して、現況の施設高で概ね高さを満足する結果となった。**

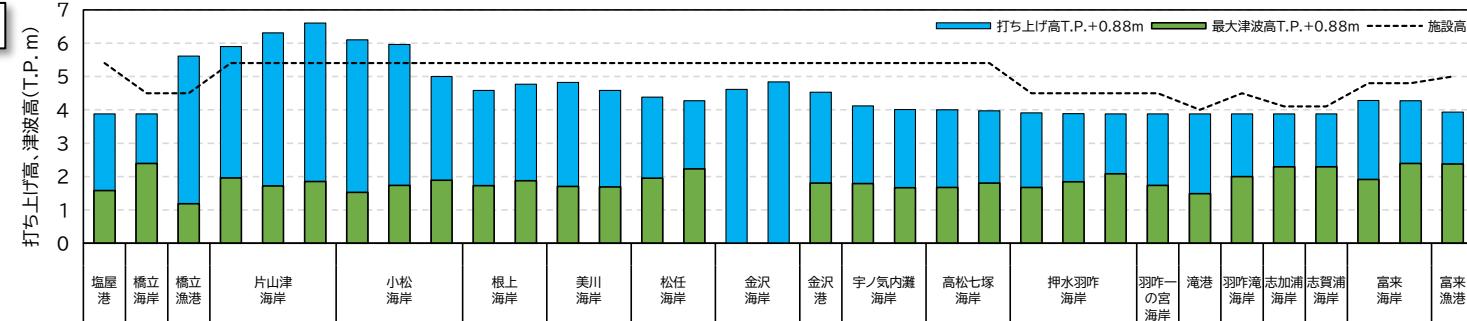
新潟地震



日本海中部地震



北海道南西沖地震



今回計画における対応方針

防護

海岸の保全

将来の気候変動を踏まえた砂浜海岸の汀線変化への影響を観察し、侵食対策を行う

高潮、波浪等への対応

現況施設への影響評価では問題ないことから、将来予測値の変更等があった際に見直しを検討する

地震・津波への対応

近年の発生状況を考慮し地震・津波への対応策を検討する

環境

生物の生育・生息・繁殖環境の保全

砂浜海岸の汀線後退が生物の生息域等へ与える影響を観察し、必要に応じ対策を検討する

自然環境に対する人為的な影響への対応

加越沿岸海域の最新の水質状況を観察し、漂着ゴミや生活排水等の流入への対策を検討する

海岸地形、海岸景観の保全

砂浜海岸や加越沿岸の自然景観資源の保全に努め、対応策の効果をモニタリングする

利用

海岸整備と背後の土地利用

加越沿岸と背後地域の連携強化に向け、各背後地域の動向に合わせ海岸整備を行う

海浜周辺へのアクセス

海岸周辺へのアクセス性向上を図る整備を引き続き行う

海岸の利便性

レクリエーション等における海岸整備の効果をモニタリングし、利便性向上を図る

海岸における地域活動

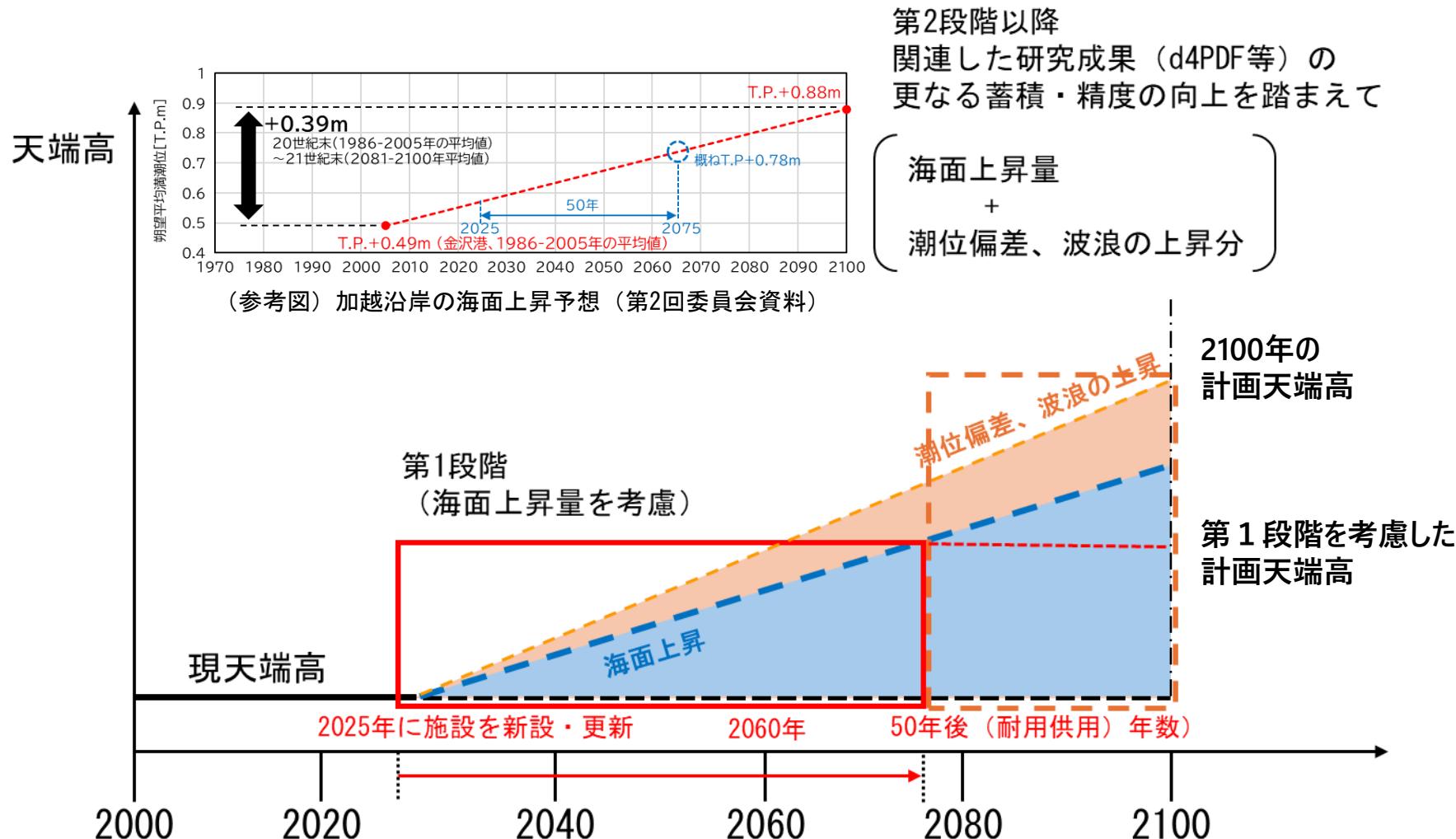
官民連携等の体制構築し、海岸で行われる地域活動の促進を図る

気候変動を踏まえた海岸保全施設の対応（整備）方針

- 各所管省庁のマニュアルなどで示されている指針を踏まえ、気候変動による施設の整備方針を以下の考え方に基づき実施していくものとする。
- 気候変動の不確実性を考慮し、2100年を目指し段階的な嵩上げを行う。
- 海岸保全施設の新設または更新時には、将来予測の確信度が高い海面水位の上昇量を考慮した設計とし、各所管省庁のマニュアル等を踏まえ、事前（先行型）適応策または順応的な適応策を各海岸の状況に応じて設定する。
- 潮位偏差、波浪については、関連した研究成果（d4PDF等）の更なる蓄積・精度の向上が期待されることから、今後も状況を注視し、最新の知見等、社会情勢の変化も見据えながら対応して、適宜見直しを図っていく。

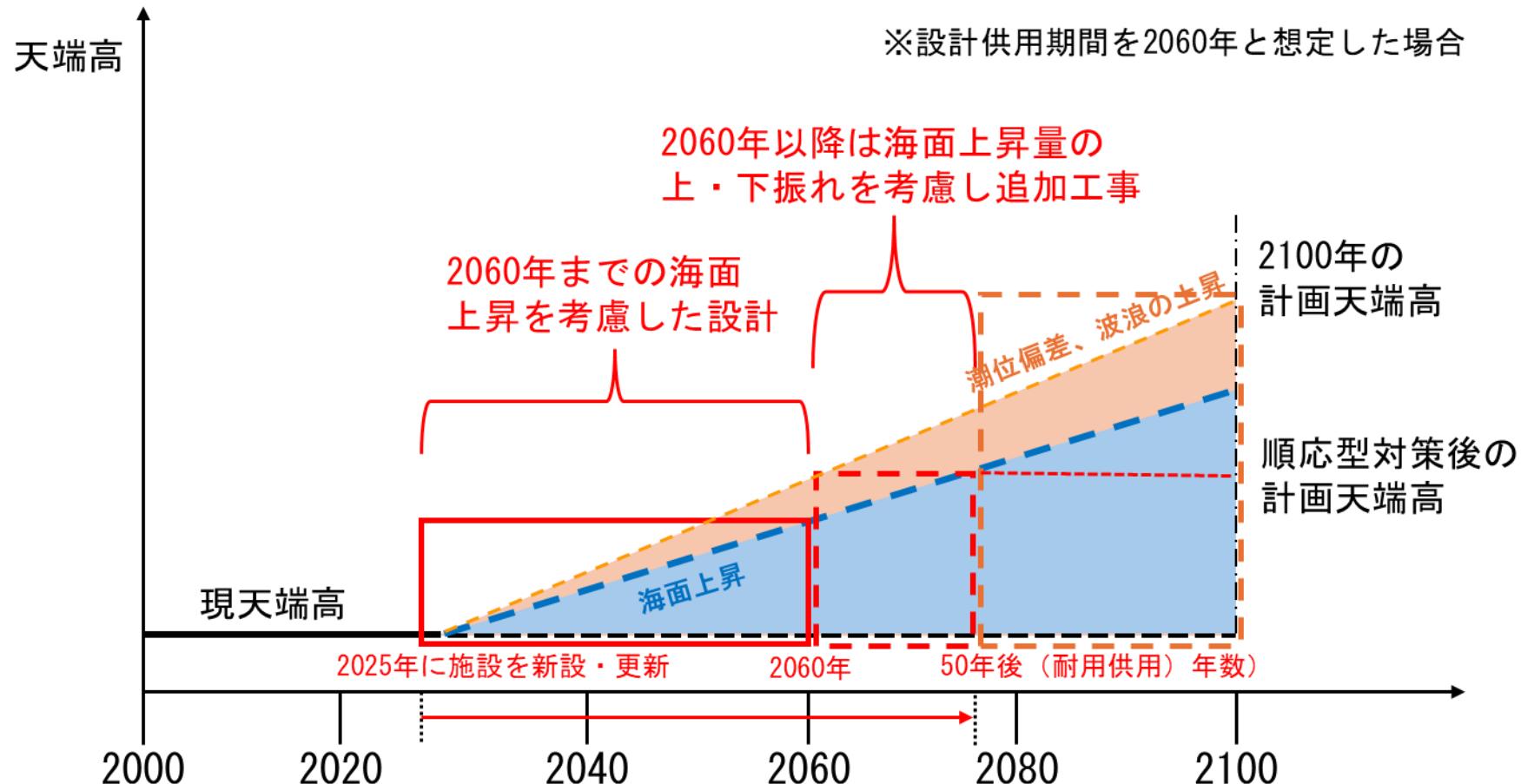
事前（先行型）適応策

- 設計供用期間の初期段階で、耐用年数までの供用期間における海面上昇量を考慮し整備を行う。



順応的な適応策

- 海面上昇量の上・下振れを考慮するため、供用期間中に段階的な嵩上げ等の追加工事の検討を行う。



- これまでの検討内容を踏まえ、加越沿岸海岸保全基本計画（原案）を作成。

加 越 沿 岸

海岸保全基本計画（原案）

平成 14 年 6 月

平成 28 年 7 月変更

令和 8 年 3 月改訂予定

石 川 県

1. 海岸保全基本計画見直しの経緯
 1. 1 これまでの海岸法のあらまし
 1. 2 気候変動に関する情勢の変化
 1. 3 海岸保全基本方針の変更
 1. 4 これまでの検討内容
2. 海岸の現状整理
 2. 1 汀線の変化状況
 2. 2 海岸保全施設の整備状況
 2. 3 加越沿岸における環境の現状整理
 2. 4 加越沿岸における利用の現状整理
 2. 5 ゾーン名称の見直し
3. 海岸保全基本計画の変更内容
 3. 1 海岸保全の方向
 3. 2 防護の目標
 3. 3 防護水準
 3. 4 将来外力の設定
 3. 5 気候変動を踏まえた現況施設への影響評価
 3. 6 防護・環境・利用における対応方針
 3. 7 海岸保全施設の対応方針
 3. 8 加越沿岸海岸保全基本計画(原案)について
4. 今後のスケジュール

4. 今後のスケジュール

将来外力による
気候変動による

の検討
整備方針

計画原案の作成

- 現在の計画および見直し方針
- 今後のスケジュール

→ 第1回検討委員会 R5. 6月12日

- 防護・環境・利用の現状整理
- 将来外力設定の考え方

→ 第2回検討委員会 R5. 9月7日

- 防護・環境・利用の課題抽出
- 将来外力の検討結果の審議

→ 第3回検討委員会 R6. 8月5日

- 現況施設の影響評価
- 整備目標年次の審議

- 防護水準の審議(段階的な整備)
- 気候変動への整備方針の審議

→ 第4回検討委員会 R7. 5月1日

- 基本計画原案の審議

→ 第5回検討委員会 R8. 1月7日

- パブリックコメント
- 計画の改定

→ 令和7年度中